

現場代理人及び専任主任技術者の兼任の取扱いについて

現場代理人及び専任主任技術者の取扱いについて

宇佐市が発注する建設に係る請負工事において、宇佐市公共工事請負契約約款第10条に規定する「現場代理人」及び建設業法第26条第3項に規定する「専任主任技術者」について、下記の要件に該当する場合に限り、複数の工事現場を兼任できるよう緩和措置を令和元年10月1日より講じているところであります。

本制度による工事の遅延や監督員との連絡等に支障がなかったことから当分の間、引き続き実施します。

また、令和2年7月の梅雨前線豪雨及び台風10号災害に係る災害復旧工事における現場代理人の常駐緩和の特例については、令和3年3月31日までに契約する工事に適用するため、令和3年4月1日からは終了といたします。

【現場代理人について】

① 対象工事及び兼任を認める要件

- (1) 宇佐市が発注する工事を対象とする。
- (2) 兼任できる工事は2件までとし、災害時特例措置として災害復旧工事を含む場合は合計3件までとする。
- (3) それぞれの工事の請負代金額が3,500万円未満（建築一式工事のみの場合は7,000万円未満）であること。
ただし、いずれかの工事が3,500万円以上（建築一式工事のみの場合は7,000万円以上）であっても、当該工事に配置された「専任主任技術者」が兼任を認められた場合は、当該工事の現場代理人の兼務を認める。
- (4) 兼任させようとする現場代理人が、他の工事で建設業法第26条第2項の規定による「監理技術者」でないこと。

② 兼任をする場合の留意点

- (1) いずれも宇佐市の発注する2工事で、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないよう連絡員を配置すること。
- (2) 兼任しようとする工事現場と常時連絡を取りうる体制にあること。
- (3) 兼任しようとする工事の工事監督員に事前に承諾を得ること。
※ ただし、安全管理上の理由、工事の難易度及び施工内容等により、兼任が適当でないと判断した場合は、兼任を認めないことがあります。

【専任主任技術者について】

① 対象工事及び兼任を認める要件

- (1) 宇佐市が発注する工事を対象とする。
- (2) 兼任できる工事は2工事とし、次の要件をすべて満たすこと。

- (ア) 工事場所が直線距離で10km以内であること。
- (イ) 密接な関係があると認められる工事であること。

※ 密接な関係がある工事とは

「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事」又は
「施工に当たり相互に調整を要する工事」

例) 施設内等の同一現場内の工事や施工箇所が連続する工事

- (3) 兼任しようとする工事の工事監督員に事前に承諾を得ること。

【その他注意事項】

専任の主任技術者及び監理技術者は、3か月以上の雇用関係が存在していることが条件となるが、現場代理人についてはこれまでどおり、契約日の前日から引き続き雇用されていけばよいものとする。

※ただし、以下の①又は②に該当する場合は、3ヶ月未満であっても差し支えないものとする。

- ①新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合
- ②配置予定技術者が新型コロナウイルス感染症に罹患したため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合

⑩監理技術者(監理技術者補佐)の兼任の取扱いについて

監理技術者の兼任の取扱いについて

宇佐市が発注する建設に係る請負工事において、宇佐市公共工事請負契約約款第10条に規定する建設業法第26条第3項に規定する「監理技術者」について、下記の要件に該当する場合に限り、複数の工事現場を兼任できるよう令和2年10月1日より適用しています。

【監理技術者について】

① 対象工事及び兼任を認める要件

- (1) 宇佐市が発注する工事を対象とする。
- (2) 兼任できる工事は2件までとし、予定価格が3億円を超えない工事とする。
- (3) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
- (4) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監

理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

② 兼任をする場合の留意点

監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。